

議会運営委員会次第

平成26年2月18日（火）

午前10時～

第3・4委員会室

- 1 前回会議内容の承認について
- 2 平成26年第1回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - ア 議案第2号から議案第23号
 - イ 議案第1号
 - (3) 議事日程表について
 - (4) 予算審査特別委員会の設置について
 - (5) 一般質問通告書について
 - (6) 陳情について
 - (7) 流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - (8) 意見書の取り扱いについて
- 3 その他

平成26年2月7日開催 議会運営委員会会議内容

①議題（5件）

- (1) 前回会議内容の承認について
- (2) 流山市議会 I C T 推進基本計画の進捗と分掌について
- (3) タブレット端末機の使用について
- (4) 特別委員会委員の組織について
- (5) その他

②前回会議内容の承認について

- 平成26年1月27日会議内容はすべて了承された。

③流山市議会 I C T 推進基本計画の進捗と分掌について

I C T 推進基本計画の「(2) 市民参加による議会運営」の「ア」について
議会広報広聴特別委員会の協議結果を受け、再度議会運営委員会で協議した結果、「(2) 市民参加による議会運営」のタイトルを「(2) 市民参加による議会活動」に改め、本文も「議会活動に反映させる」に改めることとし、具体的な反映については、所管を限定せず、それぞれ所管する委員会などで行い、計画に基づき実践していくことで了承された。

④タブレット端末機の使用について

- 現在配布済のタブレット端末機の今後の活用について、各会派の意見をいただいた。

誠和会：タブレットは返却、電子データの利用は各自の P C を活用している、電子採決とペーパーレスは別の端末を使うべき。流政会：タブレットの活用とスマートフォン採決は現状維持。市民クラブ：電子採決のみの使用であれば、タブレット採決がよい、採決のみのタブレット活用が無理であればスマートフォン採決。公明党：現在タブレットの利用は利用議員の差があるので、利用性を考えるべき、採決はスマートフォン採決でよい（ただし、タブレットを採決のみで利用するのであればタブレット採決がよい）。日本共産党：タブレットは返却、必要な議員は私費で、採決はスマートフォン採決。

以上、協議の結果を踏まえ、タブレットのコスト、再度各会派で検討することで了承され、今後も協議していくこととされた。

⑤特別委員会委員の組織について

●現在の特別委員会の委員の選出基準について、見直す必要があるのか、見直す必要があるならば、どのような基準とするべきなのか、各会派の意見をいただいた。

誠和会：5人まで1人でよい、流政会：現状維持、市民クラブ：現状維持、

公明党：会派協議中、日本共産党：会派協議中。

各会派に持ち帰り再度協議。現状維持とする場合は、現状の5人まで2人としてよいことについても具体的に各会派で協議いただき、次回の改選時までには結論を出していくことで了承された。

⑥その他

(1) 議員研修会について

1月29日に開催された議員研修会のお礼。

本年度3月に開催予定の議員研修会の再確認と報告 講師：目黒公郎氏

テーマ：震災対策として自治体は何を準備すべきか

現在、3月26日、水曜日の午後の実施に向けて目黒先生に調整いただいている。

先生から連絡が入り次第、改めて開催日時をお知らせすることとし、議員各位には、各自日程調整をいただくことで了承。

(2) 市長への申し入れの件

●昨年12月18日の議会運営委員会において小田桐委員から提案のあった2件

【(1)「平成25年第4回定例会の常任委員会審査時において執行部から配布された資料に齟齬があった件」】

「教育福祉委員会の議案審査において、執行部から配布された資料に齟齬があり、議案審査に支障をきたしたこと」

【(2)「委員会審査時における執行部の答弁内容について」】

「都市建設委員会の議案審査での委員の質疑に対する答弁で、「議会最終日の市長の報告時には明確にできるよう現在調整中でございますので、御理解いただきますようによろしくお願いたします。」「そこで報告をさせていただきます。」との答弁があった。議案審査時の答弁は、当日の議案審査に必要となる質疑に対する答弁であり、報告ではない。的確な答弁になっていない。

★以上の点については、重要な議案審査を行うにあたり、執行部の審査にのぞむ姿勢が疑われ、議会軽視とも思われることが散見されるので、今後、このようなことが起きないように、議長から市長に申し入れていただくことで、全会一致で了承された。

平成26年流山市議会第1回定例会会期日程表(案)

別紙2

平成26年2月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月 20日	木	本会議午後1時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第1号から議案第23号 報告第1号から報告第2号 (議案上程・提案理由説明及び報告) 4 休会の件	3日	月	休 会 (総務委員会)
			4日	火	休 会 (教育福祉委員会)
			5日	水	休 会 (市民経済委員会)
			6日	木	休 会 (都市建設委員会)
			7日	金	休 会 (議案研究)
			8日	土	休 会 (議案研究)
			9日	日	
21日	金	休 会 (議案研究)	10日	月	休 会 (予算審査特別委員会)
22日	土	休 会 (議案研究)	11日	火	休 会 (予算審査特別委員会)
23日	日		12日	水	休 会 (予算審査特別委員会)
24日	月	休 会 (議案研究)	13日	木	休 会 (議案研究)
25日	火	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	14日	金	休 会 (予算審査特別委員会)
			15日	土	休 会 (総合調整)
26日	水	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	16日	日	
			17日	月	休 会 (議員定数等に関する特別委員会)
27日	木	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	18日	火	休 会 (予算審査特別委員会)
			19日	水	休 会 (総合調整)
28日	金	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 議案第1号 (質疑・特別委員会設置・委員会付託) 3 議案第2号から議案第23号 (質疑・委員会付託) 4 陳情の件 (委員会付託) 5 休会の件	20日	木	休 会 (総合調整)
			21日	金	休 会 (総合調整)
			22日	土	休 会 (総合調整)
			23日	日	
3月1日	土	休 会 (議案研究)	24日	月	本会議午後1時開議 1 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 発議上程 (提案理由説明・質疑・討論・採決) 3 所管事務の継続審査の件
2日	日				

- 2月10日(火) 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後1時30分～】
- 2月13日(木) 平成26年第1回定例会招集告示
- 2月14日(金) 一般質問通告受付【午前8時30分～午後5時15分】
- 2月17日(月) 一般質問通告受付【午前8時30分～正午】
- 2月18日(火) 議会運営委員会【午前10時～】
- 2月28日(金) 議会運営委員会【午前9時～】
- 3月24日(月) 議会運営委員会【午前10時～】

平成26年流山市議会第1回定例会議案付託表

平成26年2月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第1号	平成26年度流山市一般会計予算

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会議案付託表

平成 26 年 2 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第 2 号	平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 7 号)
	議案第 3 号	流山市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
	議案第 4 号	流山市手数料条例の一部を改正する条例 の制定について
教育福祉委員会	議案第 5 号	平成 26 年度流山市介護保険特別会計予 算
	議案第 6 号	平成 25 年度流山市介護保険特別会計補 正予算 (第 3 号)
	議案第 7 号	平成 26 年度流山市後期高齢者医療特別 会計予算
	議案第 8 号	平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 3 号)
	議案第 9 号	流山市保育士修学資金貸付条例の制定に ついて
市民経済委員会	議案第 10 号	平成 26 年度流山市国民健康保険特別会 計予算
	議案第 11 号	平成 25 年度流山市国民健康保険特別会 計補正予算 (第 3 号)
	議案第 12 号	流山市中小企業資金融資条例の一部を改 正する条例の制定について
都市建設委員会	議案第 13 号	平成 26 年度流山市土地区画整理事業特 別会計予算
	議案第 14 号	平成 25 年度流山市土地区画整理事業特 別会計補正予算 (第 3 号)

付託委員会名	議案番号	件名
都 市 建 設 委 員 会	議案第15号	平成26年度流山市公共下水道特別会計 予算
	議案第16号	平成25年度流山市公共下水道特別会計 補正予算（第3号）
	議案第17号	平成26年度流山市水道事業会計予算
	議案第18号	平成25年度流山市水道事業会計補正予 算（第2号）
	議案第19号	流山市営住宅の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について
	議案第20号	流山市下水道条例の一部を改正する条例 の制定について
	議案第21号	流山市消防長及び消防署長の資格を定め る条例の制定について
	議案第22号	流山市水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について
	議案第23号	市道路線の廃止について

平成 26 年流山市議会第 1 回定例会日程表 (第 1 号)

平成 26 年 2 月 20 日
午後 1 時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 1 号 平成 26 年度流山市一般会計予算
議案第 2 号 平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 7 号)
議案第 3 号 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 平成 26 年度流山市介護保険特別会計予算
議案第 6 号 平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 7 号 平成 26 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 8 号 平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 9 号 流山市保育士修学資金貸付条例の制定について
議案第 10 号 平成 26 年度流山市国民健康保険特別会計予算
議案第 11 号 平成 25 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 12 号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13 号 平成 26 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
議案第 14 号 平成 25 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 15 号 平成 26 年度流山市公共下水道特別会計予算

- 議案第16号 平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算
(第3号)
- 議案第17号 平成26年度流山市水道事業会計予算
- 議案第18号 平成25年度流山市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第19号 流山市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第20号 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第21号 流山市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制
定について
- 議案第22号 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 議案第23号 市道路線の廃止について
(議案上程・提案理由説明)
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
(説明)

第4 休会の件

発議第 号

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び流山市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月 日提出

提出者

流山市議会議員 西川 誠之

賛成者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 楠山 栄子

〃 酒井 睦夫

〃 藤井 俊行

提案理由 地方分権が更に一段と進展しているこの時期、平成17年に議員定数を32人から28人に削減して以降、流山市議会は自ら議会改革に取り組み、議会基本条例の制定、議会のICT化推進、議会報告会の実施、各種委員会の公開などにより、議会改革日本一の評価を受けた。

流山市は、TX開通後人口増を続ける恵まれた環境にあるものの、市民税は微増であり、2、3年後には人口増加も止まり、税収の減少を覚悟しなければならない環境にある。

流山市は、財政問題を含め本市固有の行政課題も多く、改めて議会及び議員の役割が問われている。

我々議員は、独善に陥ることなく、主権者たる市民の声に幅広く耳を傾け、筋肉質で機能的な、精鋭による議会を目指し、議会改革の一環として率先垂範し、現行議員定数28人を24人とすることを提案する。

なお、この条例の施行日は、次回の一般選挙から適用することとする。

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

流山市議会議員の定数を定める条例（平成14年流山市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から
施行する。

発議第 号

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び流山市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 26 年 3 月 日提出

提出者

流山市議会議員 坂巻 忠志

賛成者

流山市議会議員 笠原 久恵

" 森 亮二

" 青野 直

提案理由 流山市議会は民間調査会社の改革度ランキングで全国第 1 位になるなど先駆的な改革派議会として、内外から高い評価をいただいている。また、本市議会内部では地方分権型社会で求められている議会の姿としての二元代表制について、その権能を遺憾なく発揮すべきとの認識が醸成されつつあり、議会改革の礎となっている。

二元代表制の一翼となる議会の定数に関しては、平成 21 年制定の流山市議会基本条例第 25 条の精神に則り、議員間は元より市民と議員間でも多くの時間を費やして議論を行ってきた。この間の議論を通じて得られた住民の声としては、「二元代表制に基づく監視能力の強化」や「生活相談役」という従来の役割だけでなく、「議会や議員からの情報発信」や「議員の資質を上げる」という新しい声も見受けられた。

これらの住民の声を踏まえつつ、議会に在籍する立場として持ち得る専門的見地を踏まえた議会のあるべき姿を勘案した形として、議員定数を 26 名とすることを提案する。

なお、この条例の施行日は、次回の一般選挙から適用することとする。

流山市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

流山市議会議員の定数を定める条例（平成14年流山市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「26人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以降初めてその期日を告示される一般選挙から
施行する。

米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去と辺野古移設断念を求める意見書

沖縄県宜野湾市にある米軍・普天間飛行場を名護市辺野古へ移設する問題の是非が争点となった名護市長選は、2014年1月19日投開票され、移設の阻止を掲げた無所属現職が当選した。これは、沖縄県全41市町村長・議長が署名し、昨年政府に提出した「建白書」に沿った結果となった。

戦後69年、復帰後42年、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄県に米軍専用施設の74%を集中させている現状は異常である。とりわけ、返還合意から既に18年が経過してなお、沖縄県民の命を危険にさらし、オスプレイを追加配備までして放置され続けている普天間飛行場の現状は、断じて許されない。

2014年1月7日発表された『世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明』は、映画監督のオリバーストーン氏やマイケルムーア氏など29名が呼びかけ人となり、1月末には100名を超え、世界的規模で広がっている。これ以上、基地押しつけに固執続け、市長選挙の結果を無視し続ける姿勢を政府が取り続けることは、世界的信用を失うきっかけとなりかねない。また、政府に対する不信と失望ははかり知れず、民意を踏みにじる政府への怒りは、日米安保の基盤を決定的に揺るがすこととなる。

よって、政府におかれては、辺野古移設を断念し、普天間飛行場の閉鎖・撤去を速やかに実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様
沖縄及び北方対策担当大臣 様

千葉県流山市議会

労働者派遣のこれ以上の拡大・緩和に反対する意見書

1月29日、労働政策審議会労働力需給制度部会は、労働者派遣制度の見直しに関わる建議書を厚生労働大臣に提出した。

その内容は、どんな業務でも、3年ごとに人を代えれば、労働組合などの意見を聞くだけで無期限に派遣を使えるようになっている。また、派遣先との契約が切れれば解雇が可能とされている。それ以外にも、派遣労働者の処遇について、賃金差別などの温存を認め、一昨年原則禁止された「日雇い派遣」についても、収入条件を緩和するなど拡大させるよう求めている。

よって政府に対し、以下要望する

記

- 1 労働者雇用については「直接雇用」を原則とすること。
- 2 派遣労働については、厳に臨時的・一時的なものに限ること。
- 3 勤続年数における加算など正規雇用との均等待遇に向けた取り組みを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
厚生労働大臣 様
総務大臣 様

千葉県流山市議会

臨時教員の待遇改善を求める意見書

全国で20万人いるといわれる臨時教員は、正規教員による産休等の代替だけにとどまらず、1年を通した学級担任も担うなど教育現場で子どもや保護者に寄り添い、教育環境の向上に重要な役割を担っている。

しかし、任用期間が半年、更新1回と地方公務員法で定められていることから、年度末に数日の空白期間を設けて、何度も任用を繰り返すことが常態化している。結果、一日もしくは数日間の任用空白期間が生じる年度末に、国民健康保険への切り替え、保険料の負担をおこない、翌4月の再任用後に社会保険へ再加入している。役所窓口での手続きを何度も実施しなければならず、保険証の事前返却により、一時的な無保険状態も生んでいる。また短期間で国民年金と厚生年金を切替えることで、年金額にも不利益が生じている。

これに対し、日本年金機構の見解（2010年5月7日）や厚生労働省年金管理審議官の答弁（2013年11月28日参院文教科学委員会）では、「使用が継続していると認められる場合には、被保険者資格は継続するものとして取り扱うことができる」としている。このことを受けて、静岡県教委は「空白期間を含め、継続して社会保険に加入する方向で調整していく」と表明し、和歌山県教委も給与小委員会で検討を始めている。

千葉県及び千葉県教委に対し、教育現場に欠かせない臨時教員の待遇改善を早期に図り、もって、子どものより良い教育の実現に寄与することを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年3月 日

千葉県知事 森田 健作 様
千葉県教育委員会委員長 金本 正武 様
千葉県教育長 瀧本 寛 様

千葉県流山市議会

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法第9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法第9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

ところが、2月12日の国会答弁で安倍首相は、「今までの（解釈の）積み上げのまま行くのであれば、そもそも安保法制懇をつくる必要はない」「政府が適切な形で新しい解釈をあきらかにすることで（行使容認は）可能であり、憲法改正が必要との指摘はあたらない」と述べた。さらに、「（政府の）最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、そのうえで選挙で審判を受ける」などと述べ、首相が自由に憲法の解釈を変更できるかのような発言をおこなった。首相の発言は「首相、立憲主義を否定」（2月30日付東京新聞）と報道され、与党内からも「三権分立を崩す」と批判が出されている。この発言は、最高法規としての憲法のあり方を否定して、立憲主義を否定する、きわめて危険なものと言わざるを得ない。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月24日

衆議院議長		様
参議院議長		様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	新藤義孝	様

千葉県流山市議会